

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室^①) 所得税関係 暗号資産取引での課税所得の 計算方法について

Q. 暗号資産取引での課税所得の計算方法を教えてください。

(使用している暗号資産の単位は BTC：ビットコイン XRP：リップル)

A 1. 暗号資産を売却した場合

例・4月2日 4,000,000円で4BTCを購入した。
・4月20日 0.2BTCを210,000円で売却した。
(注)上記取引において暗号資産の売買手数料については勘案していない。

【計算式】

$$210,000円 [譲渡価額] - \left[\begin{array}{l} (4,000,000円 \div 4BTC) \times 0.2BTC \\ [1BTC当りの価額^{(注1)}] [売却した数量] \\ [譲渡原価] \end{array} \right] = 10,000円^{(注2)} [所得金額]$$

注1 総平均法又は移動平均法のうちいずれか選択した方法(選択しない場合、個人においては総平均法、法人においては移動平均法)により計算した金額となります。
2 その他の必要経費がある場合には、その必要経費の額を差し引いた金額となります。

取引所などで暗号資産を購入し、保有している状態では税金はかかりません。それを売った時点で利益が出ていれば税金がかかります。

A 2. 暗号資産で商品を購入した場合

例・4月2日 4,000,000円で4BTCを購入した。
・10月5日 403,000円(消費税等込)の商品を購入する際の決済に0.3BTCを支払った。なお、取引時における交換レートは1BTC=1,350,000円であった。
(注)上記取引において暗号資産の売買手数料については勘案していない。

【計算式】

$$403,000円 [商品価額 (=ビットコインの譲渡価額)] - \left[\begin{array}{l} (4,000,000円 \div 4BTC) \times 0.3BTC \\ [1BTC当りの価額^{(注1)}] [支払った数量] \\ [譲渡原価] \end{array} \right] = 103,000円^{(注2)} [所得金額]$$

注1 総平均法又は移動平均法のうちいずれか選択した方法(選択しない場合、個人においては総平均法、法人においては移動平均法)により計算した金額となります。
2 その他の必要経費がある場合には、その必要経費の額を差し引いた金額となります。

店舗やインターネット通販などで暗号資産を使ってモノを購入した際も、商品価額(=ビットコインの譲渡価額)が譲渡原価を上回っていれば、その差額が所得として税金がかかるという事になります。

A 3. 暗号資産同士の交換を行った場合

例・4月2日 4,000,000円で4BTCを購入した。
・11月2日 40XRPを購入する際の決済に1BTCを支払った。なお、取引時における交換レートは1XRP=30,000円であった。

注1 上記取引において暗号資産の売買手数料については勘案していない。
2 上記取引は一時的に必要な暗号資産を取得した場合には該当しないケースである。

【計算式】

$$(30,000円 \times 40XRP) [リップルの購入価額 (=ビットコインの譲渡価額)] - \left[\begin{array}{l} (4,000,000円 \div 4BTC) \times 1BTC \\ [1BTC当りの価額^{(注1)}] [支払った数量] \\ [譲渡原価] \end{array} \right] = 200,000円^{(注2)} [所得金額]$$

注1 総平均法又は移動平均法のうちいずれか選択した方法(選択しない場合、個人においては総平均法、法人においては移動平均法)により計算した金額となります。
2 その他の必要経費がある場合には、その必要経費の額を差し引いた金額となります。

上記のように、ビットコインをリップルに交換した場合も「A2 暗号資産で商品を購入した場合」と同様に、リップルの購入価額が譲渡原価を上回っていれば、その差額が所得として税金がかかります。

※暗号資産取引の所得は雑所得に分類され、年末調整を受けている給与所得者の場合、1年間(1月~12月)の暗号資産取引の所得が20万円以下(他の雑所得等との合算)であり、他に所得がなければ所得税の確定申告の必要はありません。ただし、住民税の申告は必要です。

(税制委員会：甕秀行、大池明、北澤剛 グループ稿)
(監修：関東信越税理士会 松本支部)